

## 讃留霊王伝説についての考察

富士原伸弘\*

### Consideration of legend of "Sarureo"

Nobuhiro FUJIHARA

#### Synopsis

There is an old legend in Kagawa Prefecture. It is a legend of "Sarureo". It introduces this legend in this text. And, the content of this legend is considered.

#### I 始めに

本居宣長の古事記伝に「讃留霊王」という人物<sup>(1)</sup>についての伝説が記されている。以下に該当箇所を紹介する。

讃岐国鶺鴒郡に讃留霊王と言う祠あり、それは彼の国に讃留霊記と言ふ古き書ありて記せるは景行二十三年、南海の悪しき魚の大なるが住みて、往来の船を悩ましけるを、倭建命の御子、此の国に下り来て、討ち平らげ賜ひて、やがて留まりて国主となり賜へる故に、讃留霊王と申し奉る、それを綾氏和気氏等の祖なりと云ことを記したり、

或いは此を景行天皇の御子神櫛王なりとも、又は大碓命なりとも云ひ伝へたり、讃岐の国主の始めは倭建命の御子、武卯王の由、古書に見えたれば、武卯王にてあらむか、

今とても国内に変事あらむとては、此の讃留霊王の祠、必ず鳴動するなりと、近きころ、彼の国の事ども記せる物に云へり、

今思ふに、讃岐の国造の始めならば、神櫛王なるべし、然れども倭建命の御子と云、又綾君和気君の祖と云るは武卯王と聞ゆるなり、さてさるれいと云は、いかなる由の称にかあらむ、讃留霊と書くは、後人の当てたる文字なるべし。

宣長の記述によると、

- (1) 讃岐に讃留霊王という祠があること。
- (2) 『讃留霊記』という古書があること。

\* 一般教科

(3) 倭建命の御子が讃岐に来て悪しき魚を退治し、讃留霊王と呼ばれたこと。

(4) 讃留霊王は神櫛王・大碓命・武卯王の諸説があること。

(5) 「讃留霊」は後の当て字で、「さるれい」の意味は不明であること。

の五つが問題となっていることがわかる。

(1) については、香川県丸亀市飯山町にある讃留霊王神社の存在が該当するだろう。

(2) については香川県編纂による『香川叢書第三』に『讃留霊公胤記』という書物が収められている。『香川叢書』の解題には次のように説明されている。

讃岐の古伝説の一つに讃留霊公の悪魚退治の物語がある。讃留霊公胤記は、其の悪魚退治の顛末と、霊公の子孫が当讃岐に繁栄した事を述べたものであって、本書は其の伝説の異本を集めたものである。初の嶋田寺本と豊原道隆寺本が其の公胤記であって、次の讃留霊記南海通記文以下は讃岐大日記・三大物語・全讃史・西讃府史・讃陽綱目等諸書に記された悪魚退治の伝説のみを挙げて参考に資したものである。(香川郡安原村上原準一氏蔵)

『讃留霊公胤記』は享保二十年(1735年)書写の「讃留霊公胤記」嶋田寺本と「讃留霊公胤記略」豊原道隆寺本が本文であって、享保三年(1718年)に香西成資が著した『南海通記』に載せられている「讃留霊記」、詳細不明の「異本讃留霊記」中尾本、文政十一年に(1828年)中山城山が著した『全讃史』巻二人物志の上・綾君世

紀に載る「靈王記」。また明和五年（1768年）菊池黄山刊行の『三大物語』翁嫗夜話、承応元年（1652年）友安盛貞の『讃岐大日記』、安政五年（1858年）丸亀藩京極家による『西讃府史』、詳細不明の『讃陽綱目』に記された悪魚退治伝説の文章が参考として収められている。

宣長が古事記伝を執筆したのが明和元年（1764）から寛政十年（1798）の期間であるから、『讃留靈公胤記』を直接見たとは考えられない。

現時点で成立年が判明しているものを年代順に並べてみると、

- ①承応元年（1652年）『讃岐大日記』
- ②享保三年（1718年）『南海通記』「讃留靈記」
- ③享保二十年（1735年）嶋田寺本「讃留靈公胤記」
- ④明和五年（1768年）『三大物語』
- ⑤文政十一年に（1828年）『全讃史』「靈王記」
- ⑥安政五年（1858年）『西讃府史』
- ⑦不明 豊原道隆寺本「讃留靈公胤記略」
- ⑧不明 中尾本「異本讃靈記」
- ⑨不明 『讃陽綱目』

となる。

ここから推測すれば、嶋田寺本「讃留靈公胤記」享保二十年（1735）・南海通記本「讃留靈記」享保四年（1719）のどちらかか、明和五年（1768年）の『三大物語』・承応元年（1652年）の『讃岐大日記』を参照したことになる。「讃留靈記」の名称が使用されていることからして南海通記本の可能性が高いと思われるが、物語の内容から判断すると南海通記本の展開は古事記伝に説明する「倭建命の御子、此の国に下り来て、討ち平らげ賜ひて、」とそぐわないことになる。『香川叢書』に収録されたもの以外の「讃留靈記」が存在していたと考えるのが妥当であろう。

残る（3）・（4）・（5）のうち、（4）・（5）については紙数の問題もあり、別稿に譲ることとして、本稿では（3）「倭建命の御子が讃岐に来て悪しき魚を退治し、讃留靈王と呼ばれたこと。」という讃留靈王の悪魚退治伝説そのものについて、『香川叢書』所収の漢文体で書かれた諸説を書き下し文にして紹介し、それらについて若干の考察をしていきたい。

## II 讃留靈王伝説

讃留靈王伝説については桂孝二氏が「讃留靈王伝説考」として『香川叢書』所載の讃留靈王伝説について詳細なまとめを発表している。<sup>(2)</sup>

桂氏は嶋田寺本の口語訳を試み、物語の重要要素として①魚胎中で火を出すこと、②酔い伏すこと、③霊水のこと、の三点を挙げて解説している。讃留靈王伝説の理解には全体像の把握が必要であると思われるので、以下漢文体で記載されている『香川叢書』<sup>(3)</sup>所収の九本全てを書き下し、内容を確認したい。

### ①讃岐大日記本

- 1 景行天皇の二十有三年、一の大魚有り。
- 2 其の大きさ嶋巒の如し。
- 3 其の去來電の如くして、西海に周流し、四国を匝廻す。
- 4 以て波瀾を動かし、船舶を沈す。
- 5 且つ好みて人肉を食ふこと切なり。
- 6 故に旅客の往来、貢物の運送已に絶す。
- 7 天子之を愁ひ、官士を以て之を殺さんと欲す。
- 8 然るに悪魚船翼を砕き、官士を亡す。
- 9 天子驚駭して、小碓皇子（日本武尊と号す。）に勅して曰く「速やかに西海に至り、悪魚を殺し、泰平の思いを為さしむべし。」
- 10 小碓答へて曰く「我凡子にして英雄の士にあらず。霊子（時に年十五歳。）を召して之に命ずべし。」
- 11 天皇之を喜び、霊子をして西方四国に入らしめ、国史に命じて、嶋々浦々に兵士を置きて、悪魚の有無を見る。
- 12 或は土国の南海に来たり、或は阿国の鳴門に来たる。
- 13 然れ雖も波狂い風烈くして、舟行すること能はず。
- 14 唯茫然として霊子土国に居す。
- 15 明るる年三月一日、悪魚讃岐の椎の途に来たる。
- 16 霊子、之を聞く、而して四月三日此の国に至り、工を集めて船を作り、一千余の士を率ゐて、五月五日悪魚に向かふ。
- 17 悪魚口を開きて船を呑む。
- 18 霊子・官士魚胎に入りて、暑きこと火の如し。
- 19 官士酔ひ伏して、皆尸の如し。
- 20 霊子、独り心正く身健なり。
- 21 而して剣を以て魚肉を切り破り、五日に及んで

- 天日を見る。  
 22是に由りて悪魚死す。  
 23而して讃の福江の浦に寄る。  
 24是に於て神童一人瓶水を持ち、来て靈子に奉る。  
 25靈子之を呑むに心潔し。  
 26神童に問ひて曰く「此の水何処にか在る。」  
 27答へて曰く「安場の水是なり。」  
 28靈子、之を汲みて、官士の口に入るに、悉く皆蘇生す。  
 29又邑人集ひ来て、魚屍を切分す。  
 30而る後に靈子、官士を率ゐて鵜足津の邑に入る。  
 31時に五月十有五日なり。  
 32神童は横汐明神なり。  
 33天の王道を守るに依り、神力を加ふること見すべきなり。  
 34悪魚の一霊福江の浦に残り、人民を困むること年尚し。  
 35後に一箇の伽藍を建て、魚の御堂と号すと今に至るまで泯へざりき。  
 36靈子都城に帰らずして、讃地に留まる。  
 37故に讃留靈公と名づけ奉る。  
 38後に城を香西の邑に築き、当国の司と為る。  
 39仲哀帝の八年九月十有五日、齡百二十五にして薨す。

②南海通記本「讃留靈記」

- 1 景行天皇の二十三年に、西の海に舟呑む大魚有り。  
 2 其が形は鰻魚の如くにして、其の大きき嶋崖の如くなり。  
 3 常に土佐の南海に住めるが、阿波の鳴門、讃岐の椎の門、及伊予の水崎に往き来ひ、西州より船舸往還する所を覘ひつつ、波濤を動し舟楫覆して、人物を食むこと劇なりき。  
 4 故旅客之を苦しみて、海路已に絶たりき。  
 5 是に於て西州の宰吏、天皇に告しけらく、「西の海に悪魚有りて、酷く世を害為む。疾く之を殺りて民間行客の患難を救ひたまへ。」  
 6 天皇、即ち播磨武夫に命せて之を遂に獵らしむ。  
 7 焉に武夫大魚の形勢の之殺得がたきことを知りて、即ち啓しけらく、「吾儕らは、唯人の人に敵あふことは知れども、人の大魚に敵あふことを知らず。伏願ふは赦宥したまへ。」  
 8 是に於て小碓尊に詔り曰く「西の海に悪魚有りて、数く旅客の舟を悩乱す、子行きて之を攘りて、以て世民の安寧を為すべし」  
 9 尊答へて曰く「吾大魚を水中に獵ることを察ら

- ず。然れども吾は反命に忍びず。故に先に往きて大魚の形勢を視ひ、以て其の変動に従ふべきか。」  
 10天皇之を喜び、即ち命を授けたまふ。  
 11尊、命を受け、二十四年春正月一日、西海に赴き、数十日を経て、吉備の穴の海に到りて大魚の消息を檢察ふ。  
 12大魚讃岐の椎の門に棲みて、王船の動静を覘ひ、將に以て却りて之を呑まんとす。  
 13尊、按討の処に有りて、舟を翹けて之を遁去す。  
 14是に於て艫艫を造り、鋒刃を設け、火攻めのものをも具へ之に対ふ。  
 15大魚南の海に入りて、其の抛る所を知らず。  
 16故に讃州の宰吏に命せて、遠候を海濱に置きて、其の去来を望ましむ。  
 17尊、暫し此に止まり、吉備武彦の女吉備の穴戸武媛を妃して、王子を胎姓しむ。  
 18秋八月、大魚阿波の鳴門に来て、災害を為す。  
 19然るに秋天風烈れば、舟行くことを得ず。  
 20是に於て年を踰ゆる。  
 21二十五年季春三月一日、大魚讃岐椎の門に来たり。  
 22尊、之を聞き、夏四月三日、讃岐に至り、阿野川の上に止まり、諸司と与に相議りて、以て巧匠を集め、円木の其の中を虚ろに刳らして、艇艦を造り、以て器械を備ふ。  
 23兵士六十三人を率いて、尊自ら之に乗り、烈火を舟の中に蔵し、兵各鋒刃を携り、以て其の掌る所を守り、海嶋に出て、大魚に向かひ、計りて之に吞ましむ。  
 24大魚即ち嘔み研がむと欲するに、焔炭水の勢に過れ、猛火発し、胎中を焚く。  
 25兵士鋒刃を以て、其の骨内を刺く。  
 26是に於て大魚転動して斃れるが、阿野の福江に漂ひ寄りき。  
 27然るに官兵毒氣に中りて、胎中に酔臥す。  
 28尊は特健心正なれば、魚胎を截破り出て、日光見るを得る。  
 29是に於て小吏務・邑人集ひ来て、魚胎を剝剔きて官士を執り抱き之を出しき。  
 30維の時、鬢津羅に結ひたる一童子有りて、瓶子を持ち来て、尊に飲ましむ。  
 31之を飲めば性心清明なり。  
 32即ち童子に問ひて曰く「此の水は何処に在るか。」  
 33童子対へ曰く「此は是樵夫が休み場の水なり。」

- 34尊曰く「吾の卒の死亡も救へんや。」  
 35童即ち諾ひて、邑人に其の清水を汲ませて其の面に灑ぎ其の口に飲ましむ。  
 36是に於て毒氣醒めて、悉く蘇生を得る。  
 37故に其の水を号けて八十甦の水と曰ふ。  
 38童子は是地主横汐の大明神なり。  
 39固に天の王道を佑くるに依りて、神力を加ふると見るべきなり。  
 40五月十五日、尊官士を率ゐて陸地に入る。  
 41時に平山漁人、餉を献じ尊供す。  
 42故に地を称して御供所と曰ふ。  
 43吏務・有司集ひ来て、其の治め平げしことを悦ぶ。  
 44邑人糧食を負ひ担ぎ来て、官卒に饗す。  
 45尊、使价を馳せ、以て天皇に告ぐ。  
 46天皇、其の勲を感じるに深し。  
 47是に於て吉備の穴戸武媛に生ましむ王子、是れ武彀王なり。  
 48即ち讃岐に止めて、之に其の地を守らしむ。  
 49故に讃留王と曰ふ。  
 50其の官士六十三人、亦福江山に登りて、各嫩松を携へ、一人ごとに一株を樹ゑしめて、後世の証と為せり。  
 51故れ其の遠裔、植松を以て姓と為し、又其の船長を祝ひて、楫取の大明神と曰ふ。  
 52亦大魚の尸を集め、白沙に埋め、木を植て之の証と為せり。  
 53後の人魚霊堂を建つ。  
 54彼此の名実、今に至るまで泯へざりき。  
 55仲哀天皇の八年秋九月十五日、讃留王薨す。  
 56寿一百二十五歳なり。

③嶋田寺本「讃留霊公胤記」

- 1 神武天皇より十二代、景行天皇の御宇二十三年癸巳、南海土佐国の奥海に大魚有り。  
 2 其の姿鰻の如し。  
 3 船舶を飲み人肉を食し、南海諸国の年貢公物を  
 4 覆没すること勝て計ふべからず。  
 5 古今無双の朝敵なり。  
 6 是に於て天皇驚き、悪魚誅戮の為に、官兵を差遣すに、官兵悉く悪魚の為に食せられて、曾て誅すべき抛無し。  
 7 爰に天皇御子小碓皇子に詔して曰く「我生す所の男子、年齢十五、強力勇士、号けて霊子と曰ふ。請ふ宣命を牒しめ下したまへ。」  
 8 天皇叡歎極まり無し。  
 9 忽ち宣命す。

- 10之に因て霊子西海に赴向す。  
 11僅か十日にして土佐国に到着す。  
 12而して大魚猶土佐の海に棲む。  
 13霊子土佐国に止住す。  
 14故に官軍等止土霊公と称し奉る。  
 15又悪魚南海に周廻して、阿波国鳴途の海に棲む。  
 16同二十四年甲子正月一日、西海に下行す。  
 17同年三月一日、当国槌途の海に棲みて、船舶及び官物を飲み人肉を食ふなり。  
 18霊子又同四月三日当国に踰移し、軍船を造作らしめ海に浮かべ、一千余人の官軍力士等を募集するなり。  
 19同二十五年乙未五月五日、彼の船に乗り、大魚に漕ぎ向かふ。  
 20大魚口を開け軍船を飲む。  
 21之に依て軍兵等魚胎に酔臥して死体の如し、而して猶生存す。  
 22然れども霊子身心悩むこと無し、冷然として宛も瑠璃閣に遊戯するが如し。  
 23十日十夜を経て尚心明朗、総て痛きこと無し。  
 24霊子魚胎に於いて火を出して之を焼く。  
 25大魚苦悩して遂に斃れる。  
 26爰に霊子剣を振りて其の肉を破り、胎中より出て魚屍の上に乗り、天を見るに日光赫奕たり。  
 27乃ち当国福江の浦に漂寄す。  
 28時に童子一人忽然として汀濱に影向して、霊子に謁し、瓶を持ち水を献ず。  
 29霊子之を服す。  
 30味美にして甘露の如し。  
 31霊子童子に問ひて曰く「天童我に与ふる甘水は、何処に之有るか。」  
 32童子答へて曰く「安庭の水是なり。」  
 33霊子又曰く「天童早く我を伴ひ、水を斟みて魚胎に酔臥せる軍兵に与へ、服せて活命しめよ。」  
 34童子即ち瓶に水を斟みて、霊子を相伴ひて魚屍在る所に遷り来、胎中を剖破し、則ち水を以て酔臥せる官兵等に与へて之を服ましむ。  
 35軍兵等即ち醒寤す。  
 36霊子彼の軍兵等を伴ひ、陸地に上着す。  
 37時に同年五月五日午の剋なり。  
 38是れ則ち霊子の威勢、偏に医王善逝を懸憑れ奉りて、而して頂上に安置する薬師如来の威神力にあらずや。  
 39故に明に知りぬ、瑠璃光尊十二悲願妙像法轉の時、能化の教主、除病延命、九横の患難を悉く除せんと誓ひたまふこと斯れ新なり。

40是を以て靈子此の浦の陸地に於いて一字の精舎を創造しめ、件の像を安置し、法勲寺と号く。  
 41爾より人民遂に貢物を進濟し、而して船舶及び海人等敢て以て煩うこと無きを得る。  
 42所謂童子は日光大士応化の身、横塩明神なり。  
 43故に浦を兒濱と号け、水を瑠璃水と曰ふ。  
 44瓶は是薬壺なり。  
 45故に名けて薬壺水と曰ふ。  
 46又靈子当国鶉足の睦に移住して、星霜を送り歲月を経るの間、軍兵等讚留靈公と称え奉る。  
 47彼の軍兵の中に四人の將軍有り。  
 48而して当国の四箇所に居住す。  
 49所謂井戸の行部、田比の里布、師田の宇治、坂本の秦胤等なり。  
 50土人四天王と謂ふ。  
 51靈子生む所の子、一女三男有り。  
 52現在国郡開墾の首領、郡司、戸主、長者等、皆其の胤子なり。  
 53又靈子胸に阿耶の黒點あり。  
 54故に子孫綾を以て氏姓と為す。  
 55計り知ぬ、此の皇子は阿闍仏の応化なり。  
 56時に十四代仲哀天皇の御宇八年己卯九月十五日、靈子年齢百二十三にして薨去す。

④三代物語

1 景行帝の二十三年、南海に大魚有り。  
 2 恒に土佐の海南に居む。  
 3 時に阿波の鳴門、讃岐の椎の門、伊予の水碓の間に出遊し、突兀として濤を起し、舟を覆へして人を食ふ。  
 4 是に於て舟行殆ど絶えぬ。  
 5 南海の刺史、闕に詣りて奏す。  
 6 帝迺ち播磨の武夫に命じて曰く「汝往け。維持懋よや。」  
 7 武夫、倭武尊に譲りて曰く「神武雄略臣皇子に如かず。」  
 8 帝曰く「愈。」  
 9 迺ち倭武尊に命じて曰く「往けや、其れ能く勲有れ。」  
 10 越に明年春正月、尊、京師より歩かして吉備の穴の海に至り、大魚の動靜を嘷ふ。  
 11 時に大魚椎門に居て、尊の舟を覘ひ之を呑まんとす。  
 12 遽てて之を遁避く。  
 13 是に於て艨艟を造り、兵刃を設け火攻を具へ、而して之を待つ。  
 14 大魚南溟に入りて、其の所在を知らず。

15 迺ち諸劔に命じて、其の去来を察せしむ。  
 16 尊、穴の海に次して以て之を待てり。  
 17 吉備武彦が女穴戸武媛、尊に寵せられて武鼓王を生む。  
 18 秋八月、大魚鳴門を出て、暴を為すこと已甚し。  
 19 是の時風悪く溢流雷の响凌がごとく、濤山の頽るるがごとく、以て舟すべからず。  
 20 二十五年春三月、大魚椎の門に至る。  
 21 尊、之を聞きて、来て綾川の上に次す。  
 22 迺ち壯士八十人を率ゐて艨艟に乗り、又潜かに猛火を舟中に匿して、誘ひて大魚をして之を呑ましむ。  
 23 火腹中に炎て、腹胃俱に焚けぬ。  
 24 且つ刺すに兵刃を以てすれば、大魚遂に漂ひて、  
 25 安益の市福江の浦に至る。  
 26 八十人の者皆毒に触れて、酔へるが如く死ぬるが如し。  
 27 尊、独り自若たり。  
 28 童子有り。  
 29 瓶水を持ち来て尊に献す。  
 30 尊之を飲むに形愈清明なり。  
 31 八十人をして之を飲ましむれば、則ち須臾に咸蘇す。  
 32 因て名づけて八十蘇の水と曰ふ。  
 33 天皇に在り。  
 34 向の童子は、蓋し地主横潮の神なり。  
 35 迺ち人を馳せて慶を告げしむ。  
 36 帝之を聞きて、大いに喜ぶ。  
 37 尊、遂に功を武鼓王に譲りて、之をして留めて是の邦を守らしむ。  
 38 邦人之を称へて讚留王と曰ふ。  
 39 二十八年、詔して封して讃岐の国造と為し、改めて武明王と曰ふ。  
 40 実には綾の公の始祖なり。  
 41 寿一百二十五にして薨す。  
 42 玉井に葬む。  
 43 南海の民、廟を立て歳時に之を祀る。  
 44 号づけて綾の讚留大明神と曰ふなり。

⑤全讚史

1 景行帝の時、南海に大魚有り。  
 2 其の大きさ嶼の如し。  
 3 常に往来の舶を害す。  
 4 是に於て帝之を患ふ。  
 5 迺ち武鼓王に命じて〈倭武王の第五子なり。〉之を征す。  
 6 帝の二十二年、王、迺ち軍士を率ゐて四国に来

たり、大魚の所在を覘ふ。  
 7 翌年三月の朔、大魚椎の門に来たる。  
 8 王、之を聞き、兵を班へしめ土佐従り来る。  
 9 五月五日、兵士千人をして船に乗せ之を討たせしむ。  
 10 大魚口を張り、悉く其の船を呑む。  
 11 兵士八百人皆其の氣に中りて死す。  
 12 独り王の侍士二百人、劍を抜きて其の腹を屠る。  
 13 蓋し五日にして誅に伏すと云ふ。  
 14 之を福江の浦に埋む。  
 15 邦人其の魚を謂ひて江と曰ふ。  
 16 故に其の頭の所在を謂ひて江口と曰ひ、其の尾の所在を謂ひて江尻と曰ふ。  
 17 時に天童有り。  
 18 靈泉を持ちて来る。  
 19 王、之を飲み、神氣即ち快し。  
 20 八百人の死者に之を濯ぐ。  
 21 死者忽ち蘇す。  
 22 其の水の所在を問ふ。  
 23 則ち金山の東辺なり。  
 24 因て其の水を名づけて八百蘇波と曰ふ。  
 25 今八十蘇と曰ふは省言なり。  
 26 其の天童の祠を立つ。  
 27 横潮大明神是なり。  
 28 時に漁人飯を以て王に供す。  
 29 其の地を名づけて御供所と曰ふ。  
 30 王、状を以て之を奏す。  
 31 帝其の功を賞め、綾の郡を以て封するに、是を以て讃岐に留まる。  
 32 因て以て讃留靈王と号く。  
 33 其の兵士六十三人福江山に登り、各松一株を殖へ、以て後世の信と為す。  
 34 王姓を賜ひ殖松と曰ふ。  
 35 其の魚征する時の舟子の祠を立つ。  
 36 揖師大明神是れなり。  
 37 其の後、大魚の靈妖を為し、國中屢水旱す。  
 38 民以て患と為す。  
 39 因て堂を立て、以て其の靈を安す。  
 40 之を名づけて魚靈の御堂と曰ふ。  
 41 王、寿百十五歳にして、仲哀帝の八年九月十五日を以て、薨す。  
 42 之を城山の東辺に葬る。  
 43 今鼓丘と曰ふ是れなり。

⑥西讃府史

1 景行天皇の二十三年、土佐の海に悪魚棲居して、時々讃岐の国に出遊す。

2 而して高濤を起し、船舶を沈め、人物を食ふ。  
 3 是に於て海路の往来已に絶す。  
 4 国吏頗に闕下に奏す。  
 5 天皇驚駭して、急に彼の魚を捕り殺さんと欲す。  
 6 即ち神櫛王に詔して、大伴健日・吉備武彦の二将を副ひて、土佐の国に発遣す。  
 7 王、諸国に命じて、悪魚の所在を問索す。  
 8 時に阿波の国の鳴門に在り。  
 9 然るに彼の海は湔湧雷の響くが如くにして、船行すること能はず。  
 10 故に王其の時日を待つ、一年を経過す。  
 11 明年三月に至りて、国吏啓して曰く「悪魚讃岐の国の槌門に出づ。」  
 12 王、之を聞きて、迺ち土佐の国に発して、四月三日讃岐国に来たり、千余の軍士を集め、駆逐して遂に悪魚を福江の浦に屠殺す。  
 13 実に五月五日なり。  
 14 其の時軍士或は噉食せられ、或は瘼毒せられ、失命するもの夥多し。  
 15 然れ雖も王独り身心清潔なり。  
 16 是に於て健日・武彦の二将をして京に還らせて慶を告げしむ。  
 17 時に王京に還らずして、讃岐の国に留まる。  
 18 故に国人讃留王と称す。  
 19 然り而して城郭を綾の城山に築き、留居すること久し。  
 20 仲哀天皇八年齢百二十歳にして薨去す。  
 21 其の子孫千摩命・能摩命・森葉摩命・小枝大別命・吉美大人・油良大人・板根磨・笠磨・小櫛磨・海磨・浦津大人等継襲し、世々山田郡に領知す。  
 22 又讃岐和氣・酒部等の姓氏を称すものは、皆此の讃留王の後裔なりと云ふ。  
 ⑦豊原道隆寺本「讃留靈公胤記略」  
 1 人王十二代景行天皇の二十二年、土州の南海に大魚有り。  
 2 其の大きこと島の如く、其の形鰻の如し。  
 3 電奔雷吼、鰻口龍尾なり。  
 4 官艘買船数々其の暴に苦しむ。  
 5 天皇詔して軍士を遣すに、其の暴に触れ死者多くあり。  
 6 天皇、復ねて小碓尊〈日本武尊なり〉の子靈公を遣す。  
 7 勇力人を兼ね。〈一に云ふ神櫛尊〉  
 8 靈公、軍士一千を帥ひて土州に到り、止ること已に日尚ふ。

- 9 故に号けて左止霊公と曰ふ。
- 10 悪魚周流して阿州の鳴渡に到り、同二十三年三月一日讃州の槌の渡に棲みて猶ほ暴を為す。
- 11 同四月三日、霊公追ひて讃州に到る。
- 12 同五月五日、軍士大船に乗り悪魚を屠る
- 13 軍士皆其の気に触れて而して酔死す。
- 14 独り霊公死せず。
- 15 大船自ら福江の浦に着けり。
- 16 神童有り。
- 17 倏然として来たりて、一箇の瓶水を奉る。
- 18 霊公、之を飲めば、酔心頓醒。〈神童とは、横塩の明神の化す所なり。社は今魚御堂の東の山の半腹に在り。〉
- 19 霊公曰く「此の水は何れの処に在るや。」
- 20 神童導きて其の水在る所に行く。
- 21 霊公、乃ち斟みて軍士の口に洒げば、則ち八十人蘇を得たり。
- 22 故に其の水を名けて八十蘇と曰ふ。〈旧名は安場の水と曰ふ。北條郡天皇宮の辺に在り。〉
- 23 今福江浦に魚御堂在り。其の海辺を兒濱と曰ふ。
- 24 伝に云ふ、大魚を埋めて一字を其の上に營す。
- 25 故に魚御堂と曰ふ。
- 26 霊公、終に讃州に留まる。
- 27 号けて讃留霊公と曰ふ。
- 28 既にして而して香川郡に城く。
- 29 蘇るところの軍士の内、四人の將軍有り。
- 30 刑部〈刑部の大夫の曩祖なり。〉・里布〈井田の大夫の先祖なり。〉・宇治・秦胤と曰ふ。
- 31 分て井戸・田比・師田・坂本等の里に居しむ。
- 32 仲哀天皇の八年九月十五日、霊公百二十二にして薨す。

⑧中尾本（異本讃留霊記）

- 1 人皇十二代景行天皇の二十三年、西海土佐の海中に一の大魚有り。
- 2 其の姿鱸の如し。
- 3 去来電に似たり。
- 4 西海の四州を回り、波瀾昇降せしめ船舶を砕き、而して人肉を食らふこと勝て計ふべからず。
- 5 茲に因て都鄙の往来、貢物の運送、已に断絶す。
- 6 事叡聞に達す。
- 7 故に大魚を戮せんと為しめ、屢々官兵を彼の地に差遣し、越に之を殺さんと欲するに、却って害を得る。
- 8 天皇、小碓皇子に詔して曰く、「汝速やかに西海に到り、大魚を戮し人民を穏やかにすべし。」
- 9 皇子答へて曰く、「我が男有り。今年十有五。

- 強力人に邁く。号けて霊子と曰ふ。請ふ之を以て吾に代へん。」
- 10 天皇曰く、「善也。」
- 11 是に於て霊子十日程経て土佐に到り、兵士を所々に置いて、大魚の所在を見せしむるに、猶ほ土佐の奥海に在り。
- 12 然り而して波高く風烈しめ、船行くこと能はず。
- 13 故に霊子、其の時節を待つ。
- 14 爾後大魚土佐自り阿波の鳴戸に周り、同二十五年孟春西海に下り、同年三月朔讃岐椎の途の海に来たりて、往来の船舶を砕き、官物及び人肉を食ふ。
- 15 同四月三日、霊子、讃岐に踰えて、巧匠をして新たに艇艦を造らしめ、諸方居る所の官軍召すこと一千余人。
- 16 同五月五日辰の刻、艤ひしめ大魚に向かふに、大魚呼吸しめ海中を震動す。
- 17 而して口を開きて艇艦を呑む。
- 18 霊子官士多く魚胎に入り、酔臥すること死るが如し。
- 19 而して霊子独り身心悩むこと無し。
- 20 終に魚胎に在りて、火を出て之を焼く、且つ劍を以て魚肉を破るに、大魚の逼悩言ふべからず。
- 21 而して霊子、胎中より出て、天道を礼するに日光赫奕たり。
- 22 乃ち魚屍に乗りて、讃岐の福江の湊に到り、魚屍を陸地に寄せ、胎中の官兵を出す。
- 23 時に汀濱に一人の童子有り。
- 24 瓶水を持ち来て霊子に捧ぐ。
- 25 其の水美味にして甘露の如し。
- 26 身心清潔。
- 27 霊子童子に問ひて曰く、「此の水何くに在るや。」
- 28 曰く、「是れ則ち安庭の水なり。汝安庭に到りて、此の水を酌みて酔臥の官兵に飲ましめよ。皆活命することを得るべし。」
- 29 霊子之を聞き、行きて之を酌み官兵の口に入るに、即ち醒寤を得たり。
- 30 此の時邑人来て大魚の肉を截分す。
- 31 霊子之を喜ぶこと甚だし。
- 32 而して后官軍を率て、鵜足津の邑に入る。
- 33 時に同月十五日午の刻なり。
- 34 憶ふに是れ童子は、日光大士応化の身、即ち横汐明神なり。
- 35 而して後海上に往来の煩ひ無し。
- 36 霊子、京師に帰らずして、鵜足津に居住す。
- 37 官兵の中勇力の者四人を選び、將軍を定めて当

国四箇所に居らしむ。

38所謂井戸の行部、田比の里布、師(黒)田の宇治、坂本の秦靈子。

39之を四天王と名く。

40靈子胸間に阿耶の字の點あり。

41故に綾を以て氏姓と為す。

42亦靈子諱を讚留靈公と曰ふは、京師に帰らず、讚岐に留まる。

43故に以て名く。

44国衙庁官等、此の姓に雑ふべからず。

45仲哀天皇の御宇八年九月十五日、壽百二十五歳にして薨す。

46今現に讚留靈天皇と稱す。

47毎年九月十五日祭礼有り。

48此の天皇は讚岐の国造の始祖なり。

#### ⑨讚陽綱目

1 讚留靈公と称へ奉るは、人皇十二代景行天皇の皇子大碓命なり。

2 是大碓命・小碓命、同胞双生の皇子なり。

3 則ち大碓命は西狄を征罰し、小碓命は東夷を征罰す。

4 然るに四国の海に大魚住む。

5 其の大きさ嶋巒の如し。

6 毎に旅泊の船を悩まし、往来の人を害す。

7 是に由りて国吏闕に詣りて之を奏す。

8 天皇即ち大碓命に詔して、大魚を殺さんと欲す。

9 是に於て大碓命八十余の軍士を率ゐて、船に乗りて讚岐の椎の戸に至る。

10 此の時大魚突兀と游来て、大碓命の軍船を併呑す。

11 大碓命及び八十余の軍士、大魚の腹中に於て、劍を振りて割裂して出づ。

12 故に大魚転輾、福江の磯辺に漂流す。

13 其の屍体一の山岳と化す。

14 今の松山是なり。

15 初め大魚に呑まれし軍士、大碓命の外皆毒氣に触れて瘼死す。

16 時に横塩明神童子と為りて出現し、瓶水を携へ来て八十余の軍士の口に注ぐに、皆忽蘇生す。

17 故に其の水を号づけて八蘇場の水と曰ふ。

18 大碓命を賞し、当国に留めて国主と為す。

19 故に今に至るまで讚留靈公と奉るは是れ其の故なり。

①では大魚について「嶋巒」のような大きさ、「雷」のような動きが記されている。②では形が「鰕魚」、大きさは「嶋崖」。③は姿が「鰕」。④

は記述無し。⑤は大きさが「嶋」。⑦は大きさが「島」、形が「鰕」、様子について「電奔雷吼、鰕口龍尾」。⑧は姿が「鱸」、行動が「電」。⑨は大きさが「嶋巒」となっている。

②・③・⑦で記された「鰕」は大漢和辞典によると「えび」「さんしょううお」であり、⑧の「鱸」は「こい」「うみへび」である。③には「大魚口を開け」の表現もあり、大魚の容姿を「えび」と言うには無理があるだろう。

また退治をするのが①・③・⑦・⑧は小碓命(倭建)の子「靈子」、⑤は小碓命(倭建)の子「武鼓(鼓)王」、⑥は小碓命(倭建)の異母兄弟「神櫛王」、②・④は小碓命本人、⑨は兄の大碓命とされている。<sup>(4)</sup>

最も古いものでも江戸時代を遡ることが無く、原伝承を探るのは困難である。比較検討には工夫が必要とされよう。

### III まとめと展望

『香川叢書』所載の讚留靈王伝説を書き下し文にし、その内容について若干の考察をしたが、検討事項はほとんど手つかずで残っている。本格的な比較検討は次稿において行いたい。

口承が基本となる地方伝説は文献として扱うことができないが故に古代文学研究の場において軽視されがちであるが、それらの中にも研究対象に成り得る要素は存在すると考えている。

### 注

(1) 古事記伝二十九巻景行天皇の「讚岐の綾の君」の注釈。

(2) 『桂孝二著作集(二) 古典論考・古典断章』平成1年2月

(3) 書き下しに際して、句読点・送りがなの訂正や旧字体を新字体に変更するなどの処理を適宜行った。①～⑨の番号は先述の年代順による。

(4) 弘化四年(1847年)に刊行された『金毘羅参詣名所絵図』(暁鐘成著、浦川公佐画)巻四に「日本武尊が悪魚を退治」がある。